

# 宮城県公報

宮 城 県 行  
宮 城 県 総 務 部 県 政 情 報 文 書 課  
宮 城 県 仙 台 市 青 葉 区  
本 町 三 丁 目 八 番 一 号  
電 話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

### 告 示

ページ

○形質変更時要届出区域の指定の解除

(環境対策課)

一

○県営土地改良事業変更計画の縦覧

(農村振興課)

三

○道路の区域変更

(道路課)

三

○土地改良区役員の就任及び退任の届出

(東部地方振興事務所)

三

### 教育委員会

○教育委員会定例会の開催

四

### 監査委員

○定期監査の結果の公表

四

## 告 示

○宮城県告示第五百七十五号

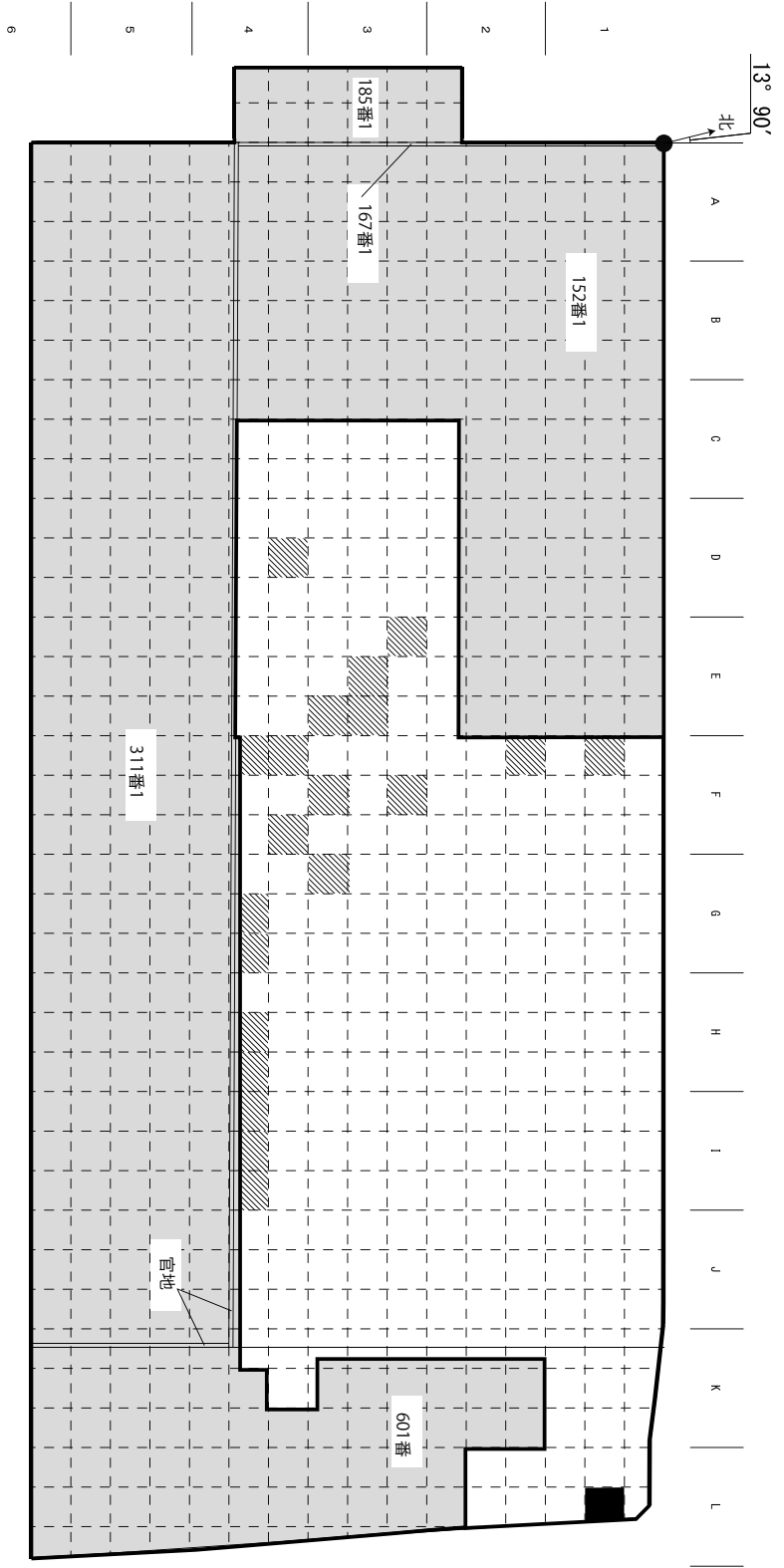
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により指定した形質変更時要届出区域の一部について、同条第二項の規定により次のとおり指定を解除する。

令和五年九月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定を解除する形質変更時要届出区域

大崎市古川中里六丁目六百一番の一部とし、次の図のとおりとする。



- 【凡 例】**
- 起点
  - 単位区画
  - 筆境界
  - 敷地境界
  - 敷地のうち、  
形質変更予定外の土地
  - ▨ 形質変更所要届出区域
  - 指定を解除する区域

**【起 点】**  
 起点は、大崎市古川中里六丁目167番1の  
 最北端である。

**【形質変更所要届出区域の総面積】**  
 1,744,00㎡

**【格子の回転角度(13度90分)】**  
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び  
 南北方向に引いた線並びにこれらと平行して  
 10m間隔で引いた線により構成されている格子を、  
 起点を中心として右回りに回転させた角度を示す。



二 形質変更時要届出区域において土壤の汚染状態が土壤溶出量基準に適合していなかった特定有害物質の種類

ふっ素及びその化合物

三 形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染の除去

○宮城県告示第五百七十六号

県宮川北2期地区土地改良事業(区画整理事業)変更計画を定めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十八条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第八十八条第六項において準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。

令和五年九月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧期間

令和五年九月五日から令和五年十月四日まで

三 縦覧場所

栗原市役所、登米市役所及び登米市石越総合支所

○宮城県告示第五百七十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和五年九月五日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年九月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 一般国道

二 路線名 三九八号

三 道路の区域

変更の区間

牡鹿郡女川町浦宿浜字中崎六番一地从先から同郡同町浦宿浜字浦宿五三番一地从先まで

牡鹿郡女川町浦宿浜字小屋ノ口一四七番一地从先から同郡同町浦宿浜字小屋ノ口一三一番六地先まで

変更の区間	変更の前後		敷地の幅員(メートル)		敷地の延長(メートル)	
	前	後	前	後	前	後
牡鹿郡女川町浦宿浜字中崎六番一地从先から同郡同町浦宿浜字浦宿五三番一地从先まで	八・一	八・一	一六・四	二七・六	二八八・五	二八八・五
牡鹿郡女川町浦宿浜字小屋ノ口一四七番一地从先から同郡同町浦宿浜字小屋ノ口一三一番六地先まで	七・八	七・八	二〇・〇	二〇・〇	一八〇・二	一八〇・二

○宮城県告示第五百七十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、石巻市蛇田土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。

令和五年九月五日

宮城県東部地方振興事務所

所長 石川 佳 洋

一 就任した者

就任年月日	氏名	住所	役職名
令和五年八月二十日	大和田 正昭	石巻市恵み野二丁目九番地三	理事
令和五年八月二十日	布施 東吉	石巻市蛇田字南久林二番地一	理事
令和五年八月二十日	齋藤 廣	石巻市蛇田字中坪八番地二	理事
令和五年八月二十日	高橋 壽也	石巻市蛇田字西境谷地十七番地	理事
令和五年八月二十日	宍戸 正則	石巻市蛇田字小斎五十七番地	理事
令和五年八月二十日	渡邊 清俊	石巻市蛇田字沖五十六番地	監事
令和五年八月二十日	武田 哲彌	石巻市恵み野二丁目十二番地一	監事

二 退任した者

退任年月日	氏 名	住 所	役職名
令和五年八月十九日	大和田 正昭	石巻市恵み野二丁目九番地三	理事
令和五年八月十九日	布施 東吉	石巻市蛇田字南久林二番地一	理事
令和五年八月十九日	齋藤 廣	石巻市蛇田字中埠八番地二	理事
令和五年八月十九日	高橋 長一郎	石巻市蛇田字西境谷地七番地	理事
令和五年八月十九日	佐々木 崇	石巻市蛇田字福村北二十九番地	理事
令和五年八月十九日	渡邊 清俊	石巻市蛇田字沖五十六番地	監事
令和五年八月十九日	高橋 壽也	石巻市蛇田字西境谷地十七番地	監事

### 教育委員会

○宮城県教育委員会告示第十二号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第十四条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。

令和五年九月五日

宮城県教育委員会

教育長 佐藤 靖彦

一 日時 令和五年九月七日 午後一時三十分

二 場所 教育委員会会議室

三 事件

第一号議案 教育功績者表彰について

第二号議案 職員の人事について

第三号議案 宮城県産業教育審議会委員の人事について

第四号議案 宮城県図書館協議会委員の人事について

四 傍聴者の定員

十二人

### 五 傍聴手続

1 傍聴希望の受付は、会議開会三十分前から十分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。

六 問い合わせ先

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁総務課総務班（電話〇二二二二二二一三六一一）

### 監査委員

○宮城県監査委員告示第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により実施した公営企業会計に係る令和5年度定期監査の結果については、次のとおりです。

令和5年9月5日

宮城県監査委員	高橋 伸二
宮城県監査委員	渡邊 忠 祝
宮城県監査委員	成 田 由 加里
宮城県監査委員	古 田 計

1 監査実施機関及び監査実施年月日並びに事業概要等

別紙のとおり。

2 監査結果

令和4年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理の事実が地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に沿って行われているかについて、特に意を用いて行いました。

その結果、公表すべき指摘事項は次のとおりであり、その他の軽易な事項については関係機関に注意をしました。

公営事業課及び水道経営課

工業用水道事業会計の消費税及び地方消費税の納付において、消費税が未納となり延滞金の支払いが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

（内容）

令和3年度分工業用水道事業会計の消費税及び地方消費税の確定申告時に、申告書の記載誤りにより消費税が未納となり、修正申告が完了するまでの間の延滞金1,700円が発生し、支払ったもの。

別紙

○宮城県水道用水供給事業会計

1 監査実施機関及び監査年月日

企業局公営事業課及び水道経営課 令和5年7月19日  
大崎広域水道事務所 令和5年7月12日  
仙南・仙塩広域水道事務所 令和5年7月11日

2 事業概要

本事業は、市町村の水道事業に対し水道用水を供給するもので、その概要は次のとおりである。

事業名	水源	計画給水量	給水能力	供給対象市町村	事業(給水)開始年度
大崎広域水道事業	漆沢ダム 南川ダム	1日最大 127万㎡	1日最大 10万 1,150㎡	大崎市、栗原市、富谷市、加美町、涌谷町、大衡村、大郷村、(10市町村)	昭和55年度
仙南・仙塩広域水道事業	七ヶ堰ダム	1日最大 55万 3,300㎡	1日最大 27万 9,000㎡	仙台市、塩竈市、多賀城市、名取市、毎田市、富谷市、岩沼市、大衡村、大郷村、七ヶ浜町、利府町、(17市町)	平成2年度

3 事業実績

令和4年度における事業実績は、次のとおりである。

事業名	給水量	決算額		経営状況	
		事業収益	事業費用	当年度純利益(損失△)	当年度未処分利益剰余金(未処理欠損金△)
大崎広域水道事業	22,666	1,954,726	2,226,824	△353,116	0
仙南・仙塩広域水道事業	67,137	8,643,219	7,751,449	576,534	576,534
合計	89,803	10,597,946	9,978,274	223,417	576,534

(注) 1 給水量及び金額は、単位未満を切り捨てている。

2 決算額のコストは消費税及び地方消費税を含み、経営状況のコストは消費税及び地方消費税を除いた経理処理に基づく額である。

○宮城県工業用水道事業会計

1 監査実施機関及び監査年月日

企業局公営事業課及び水道経営課 令和5年7月19日  
大崎広域水道事務所 令和5年7月12日  
仙南・仙塩広域水道事務所 令和5年7月11日

2 事業概要

本事業は、工場及び事業所に対し工業用水を給水するもので、その概要は次のとおりである。

事業名	水源	給水能力	給水区域	事業(給水)開始年度
仙塩工業用水	大倉ダム	1日最大 107万㎡	仙台市、塩竈市、多賀城市、富谷市、七ヶ浜町、利府町、大和町	昭和36年度
仙台圏工業用水	釜房ダム	1日最大 107万㎡	仙台市、名取市、多賀城市、七ヶ浜町、利府町、(5市町)	昭和51年度
仙台北部工業用水	漆沢ダム	1日最大 5万 8,500㎡	大崎市、大和町、大衡村、加美町、(4市町村)	昭和55年度

3 事業実績

令和4年度における事業実績は、次のとおりである。

事業名	給水量	決算額		経営状況	
		事業収益	事業費用	当年度純利益(損失△)	当年度未処分利益剰余金(未処理欠損金△)
仙塩工業用水	10,201	542,038	537,903	△16,414	122,769
仙台圏工業用水	15,203	416,614	284,639	120,019	201,029
仙台北部工業用水	7,368	635,035	581,515	53,347	△58,943
合計	32,772	1,593,687	1,404,057	156,951	264,854

(注) 1 給水量及び金額は、単位未満を切り捨てている。

2 決算額のコストは消費税及び地方消費税を含み、経営状況のコストは消費税及び地方消費税を除いた経理処理に基づく額である。

○宮城県地域整備事業会計

- 1 監査実施機関及び監査年月日  
企業局公営事業課 令和5年7月19日
- 2 事業概要  
本事業は、仙台港国際ビジネスサポートセンターの管理運営及び仙台港周辺地域における土地貸付等を行っている。
- 3 事業実績  
令和4年度における事業実績は、次のとおりである。

事業名	決算額		経営状況	
	事業収益	事業費用	当年度純利益	当年度未処分利益剰余金
地域整備事業	537,477 千円	281,373 千円	256,104 千円	256,104 千円

(注) 1 金額は、単位未満を切り捨てている。

2 決算額の金額は消費税及び地方消費税を含み、経営状況の金額は消費税及び地方消費税を除いた経理処理に基づく額である。

○宮城県流域下水道事業会計

- 1 監査実施機関及び監査年月日  
企業局公営事業課及び水道経営課 令和5年7月19日  
中南部下水道事務所 令和5年7月6日  
東部下水道事務所 令和5年7月7日
- 2 事業概要  
本事業は、市町村が管理する下水道から排除された下水を処理するもので、その概要は次のとおりである。

事業名	処理能力	関連市町村	供用開始年度
仙塩流域下水道事業	1日最大 22万2,000m <sup>3</sup>	仙台市、塩竈市、多賀城市、七ヶ浜町、利府町 (5市町)	昭和53年度
阿武隈川下流域城下	1日最大 12万5,000m <sup>3</sup>	仙台市、白石市、名取市、角田市、岩沼市、蔵王町、大河原町、村田町、柴田町、丸森町、亘理町 (11市町)	昭和59年度
鳴瀬川流域下水道事業	1日最大 8,800m <sup>3</sup>	大崎市、美里町 (2市町)	平成4年度

吉田川流域下水道事業	1日最大 4万1,825m <sup>3</sup>	富谷市、大和町、大郷町、大衡村 (4市町村)	平成4年度
北上川下流域城下	1日最大 3万8,800m <sup>3</sup>	石巻市、東松島市 (2市)	平成10年度
北上川下流東部流域	1日最大 2万5,300m <sup>3</sup>	石巻市、女川町 (2市町)	平成12年度
迫川流域下水道事業	1日最大 9,650m <sup>3</sup>	登米市、栗原市 (2市)	平成12年度

3 事業実績

令和4年度における事業実績は、次のとおりである。

事業名	総流入量	決算額		経営状況	
		事業収益	事業費用	当年度純利益 (損失△)	当年度未処分利益剰余金 (未処理欠損△)
仙塩流域	40,471 千円	2,763,828 千円	2,463,317 千円	287,835 千円	226,333 千円
阿武隈川下流域	32,510	3,324,542	3,059,741	262,502	292,534
鳴瀬川流域	2,526	526,451	465,119	59,902	72,070
吉田川流域	11,514	908,051	790,205	121,033	118,636
北上川下流域	8,136	1,716,294	1,432,113	280,039	376,549
北上川下流東部流域	4,453	1,745,851	1,716,173	34,648	△94,612
迫川流域	2,568	1,309,756	1,086,053	223,865	297,689
合計	102,182	12,294,776	11,012,725	1,269,827	1,289,191

(注) 1 総流入量及び金額は、単位未満を切り捨てている。

2 決算額の金額は消費税及び地方消費税を含み、経営状況の金額は消費税及び地方消費税を除いた経理処理に基づく額である。